

第 7 回 石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 6 年 7 月 1 7 日 (水) 午後 1 時 2 7 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 2 3 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 2 4 号

荒廃農地に係る非農地判断について

4 出席委員

農業委員 8名

1番	黒崎	佳奈	3番	永沼	善恵	4番	岩谷	金良
5番	野内	誠	6番	大串	政一	7番	近内	貞夫
8番	泉	利夫	9番	根本	常和			

農地利用最適化推進委員 11名

12番	佐川	正治	13番	添田	文彦	14番	小針	淳一
15番	渡邊	健一	16番	伊藤良平次	17番	小豆畑	元	
18番	添田	健	19番	円谷	和司	20番	近内	壽夫
21番	矢内	常男						

5 欠席委員

農業委員 1名

2番 鈴木 義延

農地利用最適化推進委員 1名

11番 近藤 強

6 出席した事務局職員

事務局長 荒木 成輔

農地管理係長 岸浪 正徳

書記 会田 勇輝

議長 本日の農業委員の出席は8名です。

定足数に達しておりますので、只今より第7回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

異議ないものと認め、4番 岩谷金良委員、5番 野内 誠委員 を指名いたします。

(1) 議案第23号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました農地法第3条第1項 番号1につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項 番号1を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

大串政一委員 農地法第3条第1項 番号1を調査した結果を報告いたします。

令和6年7月13日、午前9時より、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の福田正三氏、渡邊健一氏と私の5人で現地確認いたしました。

場所は、〇〇〇〇線を石川町から〇〇〇〇方面へ進み、〇〇〇〇線の北須橋を左折し、〇〇〇〇方面へ約4km進むと町と〇〇〇〇の境に〇〇〇〇があり、手前50mの県道右側に位置する、字〇〇〇〇番の地目が畑で、地積793㎡です。

現在、申請地は譲受人が蔬菜を栽培しています。

申請理由は、譲渡人は、高齢になり、家から遠い場所であるのと、約20年前から譲受人へ当該農地を貸与していました。

今回、譲受人から売買の話があったため、当該農地を売り渡すことにしました。

譲受人は農業に意欲的であり、後継者もあり、今後規模を拡大したいとのことで、継続して耕作していくことに何の問題もなく、また、申請地は、周辺農地と協調して影響を与えないように耕作していくので、今後、問題が発生することはありません。

以上、調査の結果、当案件につきましては、問題ないものと考えますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項 番号1の件について、何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第23号農地法第3条第1項 番号1について、承認するものと決定いたします。

(2) 議案第24号

荒廃農地に係る非農地判断について

議 長 次に、議案第24号 荒廃農地に係る非農地判断について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

皆様に昨年の9月から11月末にかけてご協力いただいた農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議 長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 それでは、荒廃農地に係る非農地判断について、何かご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。
ご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声あり》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
議案第24号 荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号148を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議がないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

午後2時26分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和6年7月17日

石川町農業委員長

議事録署名人

4番

5番
